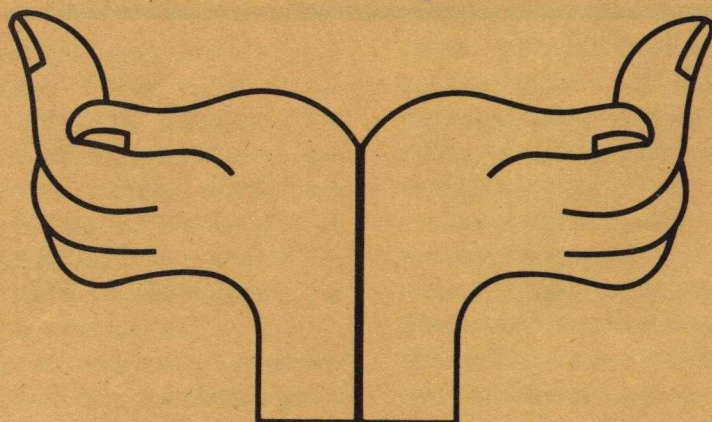


民闘連

ニュース

1978. 2 第28号



目 次

◎ 第一回都交渉	「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」	1
◎ 連続セミナー	在日韓国・朝鮮人の民族教育の歴史と現実 弾圧に抗して 一阪神教育事件を中心に	6
◎ ミニ情報		9
◎ 資料	外国人登録法ならびに出入国管理令等の改正に関する要望書	11
◎ ミニ文献案内		14
◎ 在日韓国・朝鮮人に関する資料（6）		16
	教育 1	
◎ 編集後記		19
◎ 資料案内		20

——在日朝鮮人生徒の教育方針を正す——

第一回対都交渉

「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」

東京に「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」(「考える会」)が発足したのは、1975年5月17日であった。発足当初は、東京北部地区の3つの都立高校教員6名による小さな集まりだったが、その後、研究会や都内の朝鮮高校との交流会などの活動を進める中で、他の都立高校や私学の教員も集まり、日本の公私立学校に通う在日韓国・朝鮮人生徒の教育問題ととりくんでいる。

「考える会」は、戦後日本の「民主教育」が今日に至るまで一貫して在日韓国・朝鮮人には同化を、日本人には排外を押しつけてきたのではないかという反省のもとに組織された。一方では日本人生徒が「朝鮮人虐殺の写真を見てすっきりした」という作文を書いたり「朝高生を殺せ」という落書をしたりする現実があり、一方では学校を含め日本の差別社会の中で在日韓国・朝鮮人生徒が自己を押し殺すようにして生きているという現実がある中で、「日本人と同じように扱う」という学校教育の同化促進構造があり、多くの教師がそれに矛盾を感じることなく教壇に立っている。また、「日本人には在日朝鮮人生徒の民族教育はできないものだから民族学校の門までつれていけばいい」という大義名分?のもとに、結局は都内の在日韓国・朝鮮人生徒の3分の2以上が日本の学校に通っている現実を目をふさいできた「民主的」な教師がいる。「考える会」は、いわばこういう状況に「否」をつきつけ、現在日本の学校に来てい

る韓国・朝鮮人生徒が民族の誇りを持って生きられるようにし、日本人生徒が在日韓国・朝鮮人生徒を韓国・朝鮮人としての存在を認めるという関係作りの中から相互の解放をはかろうとしている。

これまでの活動としては、在日韓国・朝鮮人に対する差別構造に対する学習、民間連の差別に対する闘いの学習、在日韓国・朝鮮人を講師に招いて差別体験を聞く、学校での在日韓国・朝鮮人生徒の実態調査及び日本人生徒の朝鮮認識の調査、等がある。これらは、日々の教育実践の場で生かされている。また、朝鮮高校との交流が続けられており、今日にいたっては「日朝学生交流会」、「日朝教員交流会」として発展してきている。

さる2月9日、「考える会」は都立高校同和教育研究会などの団体といっしょに、都の在日韓国・朝鮮人生徒の教育に対する基本方針を正すために第1回都交渉を行った。以下に、当日都に提出された要望書と交渉経過を報告する。また、「考える会」のとりくみが生徒たちにどのような変化をもたらしたのかを知ってもらう意味で一在日韓国人生徒の作文を紹介したい。

尚、「考える会」では韓国・朝鮮民族を総称する用語として「朝鮮」と記しているので、本文中は朝鮮で統一した。

(編集部)

在日朝鮮人生徒の教育に関する要望書

都立高等学校同和教育研究会 在日朝鮮人生徒の教育を考える会

日本政府の同化と追放の政策や日本社会に根深い在日朝鮮人に対する差別などの為、在日朝鮮人の子どもたちの大半が日本の公私立学校に通うことを余儀なくされている。東京の高等学校に限ってみた場合でも同世代の3分の2以上、2000人を上まわる生徒たちが日本の学校に在籍しているものとみられる。

東京都は大阪府につぐ在日朝鮮人多住地域でありながら、これらの生徒を視野に入れた教育がほとんど行われていない。都教委が「人権尊重の教育」を掲げながら在日朝鮮人児童生徒に対する教育方針を何一つ明らかにせず、同化と差別の現実を容認している責任は重大である。

学校や地域で同化に抗い、民族的な主体を確立しようともがいている生徒たちの現実をとまかくみつめようとしてきた私たちは、行政当局が今までの欠陥と責任を明らかにし、彼らの自己確立の闘いに応えうる方針の確立を求めるものである。このことは在日朝鮮人児童生徒の教育ばかりではなく日本人児童生徒の中にも根強くうえつけられている排外的な民族意識を克服し、異った民族の歴史と文化を尊重しうる日本人を形成するためにも火急の課題といわなければならない。

記

1. 都教委は「人権尊重の教育」推進の立場からこれまで在日朝鮮人児童生徒に対していかなる教育方針でのぞんできたか明らかにすること。
2. 都教委は生徒指導要録の生徒氏名欄に通称を記入してはならない（『東京都立高等学校生徒指導要録の様式及び取扱い』）としながら、入学願書の記入においては1973年度より「日本名を使用してもさしつかえない」と通称名の記入を認めた。入学願書等をもとにして学校の各種表簿（指導要録を含む）、証明書、卒業証書などが作成

されている現状がある以上、この変更は同化を促進する意味で問題である。すなわち「親あるいは本人の意志を尊重する」というたてまえの下に都教委は朝鮮人を日本人化する教育を行うという側に公式にたつことを意味する。

横浜地方裁判所は、いわゆる日立就職差別裁判判決（1974年6月19日、7月3日確定判決となる）の中で次のように述べている「在日朝鮮人に対する就職差別、これに伴う経済的貧困、在日朝鮮人の生活苦を原因とする日本人の蔑視感覚は在日朝鮮人の多数の者から真面目に生活する希望を奪い去り、時には人格の破壊まで導いている現状にあって、在日朝鮮人が人間性を回復するためには朝鮮人の名前をもち、朝鮮人らしく振舞い、朝鮮の歴史を尊び、朝鮮民族としての誇りをもって生きていくほかにみちがない」。日本育英会はこの判例の趣旨に従い願書には本名を記入することを原則としている。都教委の決定はこの判決に抗し、朝鮮人子弟を同化の深淵に一層深く追いつめようとするものである。法的地位の不安定性、日本の社会の根強い差別の中で、日本名を使わざるを得ない朝鮮人子弟の心のうちを都教委はどのようにとらえこのような決定を行ったのか。このことについて責任ある説明と速かな是正を行うこと。

3. 都教委は毎年、学校統計台帳調査及び学校基本調査を実施し、外国人生徒数の調査を行っているが、これは何のためにどのような方法で行っているのか。また都教委はこの数字を現実にとどのように生かしているか明らかにすること。
4. 日立判決が明示しているように「我が国の大企業が特殊の例外を除き、在日朝鮮人を朝鮮人であるというだけの理由で、これが採用を拒みつつけている」。これが憲法第14条、職業安定法第3条、労働基準法第3条等の精神に反することはいうまでもないが、在日朝鮮人生徒の人格形成に決定的な影響を与えている。

④都教委は在日朝鮮人生徒の進路の実態をどのように把握し、どのような対策を講じてきたか。

⑤国及び地方公共団体が法的には何の根拠もないのに受験資格をさえ認めていないことが大企業にも影響している、都は在日朝鮮人の歴史的背景をふまえ、受験資格を率先してとめなければならない。この点に関し、都教委は人事委員会に対し強く要求しなければならない立場にあるが、どのような対策を講じてきたのかを明らかにすること。

以 上

1978年2月9日

東京都教育委員会

東京都総務局学事部 殿

交 渉 経 過

第1回対都交渉は2月9日、都庁第2庁舎の指導部長室で行われた。交渉団は、「考える会」、都立高校同和教育研究会のほか、朝鮮奨学会、在日韓国人問題研究所、日本朝鮮研究所などから約30名。都側からは、杉原指導部長、杉村高校教育指導課長、長谷川入試担当副主幹、本間主任指導主事（「同和」担当）、水野総務部調査課長、半沢学事部係長（私学関係）が出席した。

★都の基本方針

交渉は要望書1の「都側の在日朝鮮人児童生徒の教育方針を明らかにすること」をめぐって行われた。

この点に関して本間主事は冒頭で「在日朝鮮人に対する就職差別等については、日立事件を契機に統一応募用紙を徹底させようとしている」「在日朝鮮人の就業率は23%で、中国人の29%、米国人の38%と比べて非常に低いので、企業に対して関係部局と連携して指導している」など、主に進路保障の面で答えた。そこで交渉団は、再度学校教育での基本方針は何かと質問したところ、本間主事は「民族の違いによって差別するのはよくないことであり、人権上重要な問題である

から、学校教育の場で人権教育をきちっとやっていく」という極めて抽象的な答え方をした。

★通名が「略称」？！

都側からの回答は、在日朝鮮人生徒の教育方針に対して、何ら具体的性をもつものではなかった。それで交渉団は、具体例として、多くの在日朝鮮人子弟が通名で学校に通っていることについて、どう思うのか正した。

これに対して本間主事は、本名を名のって学校に来ることが本来の姿であるということを確認したものの、通名を略称などといい、「現実には差別がなくならないとしたら、本人父母の希望によって略称を使うということも現段階ではやむをえない」と、教育行政担当者としての責任を回避し、同化教育を肯定してしまった。

結局、都教委は抽象的に人権尊重教育を言いながら、少なくとも在日朝鮮人教育の問題に取り組んでいないことが明らかになるばかりであった。本間主事は、都の人権教育の方針を具体的にどう教育現場におろしているのかという質問に対し「年間51回の『人権尊重教育』の研修会を実施し在日朝鮮人問題も指導してきた」と答えたが、交渉団のある教師が「2年間生徒部にいるが、そんな研修会の話は聞いたことがない」とつっ込む一幕もあった。

★やっていない実態調査

抽象論を振り回して人権尊重教育をやっているとする都教委と、在日朝鮮人教育に関して具体的に何をやってきたのかを正す交渉団との話し合いはなかなかみ合わなかった。そこで交渉団の1人である日本朝鮮研究所の佐藤勝己氏が「武蔵野高校に受験、合格した在日韓国人が騰本提出の時に外国人登録票の写しを持って行ったらその場で退学処分された時、都は行政指導をやらなかった。又、日立の時も判決が出て日立も誤まりを認めるまで都は傍観していた」事実をあげ、都は在日朝鮮人子弟の進路調査をやっていないのでは

ないか、冒頭の朝鮮人、中国人、アメリカ人の就職率もどこの雑誌の孫引きではないかとつめ寄った。本間主事もそれを認め、都は在日朝鮮人子弟の進路状況に関する実態調査すらやっていないことが明らかになった。

★指導方針はなかった。

本間主事は、実態調査をやっていなかったことを認めたが、実態調査は他の部局でされており、そこで出された数値にもとづいて教育行政をやっていると答えた。そして、教育のサイドで差別をなくすために努力していると強弁する中で、「部落差別と朝鮮人差別の根っこは同じだ」という見解を示した。そこで、交渉団が「部落差別と朝鮮人差別とどこが同じなのか」「同じだというなら、同和教育をやっていれば朝鮮人教育をやる必要なくなるということになる」と、民族差別に対する認識のなさを追求すると、しどろもどろになり、根っこが同じだということは人間が人権の問題をきちんととらえていないから差別するということであり、民族差別と部落差別は違いもある、という意味の返答をした。そして「部落差別は権力者が作り出し、民族差別は権力者がそれを利用している」のがその違いであると言明する始末であった。民族差別は誰が生み出したのか、現実にはどんな差別があるのか、差別をどう克服するのかということに関しては何も答えられなかった。ついに、都が出している「人権尊重の教育を推進するために」というパンフレットの中に、在日朝鮮人という言葉さえ一つも出ていないではないか、という指摘の前に都の杉原指導部長は「在日朝鮮人教育という視点は全く欠落している」と認めた。

★差別の現実をぶつつける

都は在日朝鮮人教育の指導方針はなかったと認めたものの、それは民族差別の現実を知らないということに他ならなかった。

「在日朝鮮人の子供が本名を名のれないのは日本人の子供や社会そのものがものすごいプレッシャーをかけているからなんだ。」「

つい最近、大阪で不動産屋の看板に『外国人（朝鮮人）お断わり』と公然と書いているのがあった。東京でも在日朝鮮人に部屋を貸さないということでは同じだ」「学校で『チョウセン！』と言われて泣いて帰って来る。学校で非人間化を生み出しているじゃないか」

「教師は在日朝鮮人の子供のところへ家庭訪問して、いろんな問題を聞こうとしない。校長はふんぞりかえって『1年間に250名卒業するのに、1人の子供のために高校とは交渉できない』と言う」「在日朝鮮人の問題は同和問題のつけ促しや、人権一般の問題として処理できるものではない」

このような交渉団の追求のまえに、杉原指導部長は、在日朝鮮人教育の問題はゆるがせにできないものであることを認め、都としても民族差別の問題を個有の問題としてとりあげていくことを約束した。

★交渉を終えて

「考える会」のこれまでの歩みの中から、都の教育行政を正すにいたった今回の交渉は、都教委側の従来の在日朝鮮人児童生徒教育に対する問題意識の希薄さを充分改めさせるまでには至らなかった。しかし、今後も都教委との交渉の場を継続することを確認したことを含め、次の点は今回の交渉において勝ち得たものである。

①都に在日朝鮮人児童生徒に対する教育方針がないことを認めさせ、在日朝鮮人教育の体系化のため努力することを約束させた。

②在日朝鮮人児童生徒が、本名を名のって通学することが本来の姿であることを認めさせた。

「考える会」では、これらの成果をふまえ、次回交渉において、東京都がこの30余年間在日朝鮮人教育の視点を欠落させたままで「人権尊重の教育」などと言ってきたことを明らかにするよう求めた。また、都側は次回交渉において要望書2～4について回答することを明らかにした。次回交渉は4月28日の予定。

私は本名を名乗ります

私は許美代子（ホ・ミデジャ）という名を持つ韓国人です。日本人から見れば外国人である訳ですが、あまりにも同化され、あたかも日本人のように振る舞い、自分自身もそう思い込まずにはいられないくらい、私は自分を忘れていた様です。時たま、友達の口から“朝鮮人！”とか“朝鮮語”とか“私は日本人ですもの”とか、そんな言葉を聞くと、つい何も言えず耐えられない気持ちになるのです。私の体を循環している血が、激しくつま先から頭のでっぺんに一挙に上がる様な、体がじりじりと熱くなってどうしようもないくらい、悲しい気持ちでいっぱいになるのです。

＊ ＊ ＊

こういう気持は私と同じ立場の人以外、誰も味わう事はないし、私にとってこれが私の限界状況だと思う人も、きっといないでしょう。

どうして私は韓国人であるのに、それを隠そうとしなくてはいけないの？ どうして半ばかにした様な口調で、朝鮮の事を言う人に対して何も言い返せないの？ 私は韓国人であるのに、当然本名を名乗って生きなくてはならないのに：どうして日本名なんかを名乗らずには生きていけないの？ 日本にいる他の外人は日本名なんかもっていないのに、どうして私たち韓国（朝鮮）人だけが……？

日本の朝鮮に対する植民地政策は、もうとっくに終わっているのに、なぜ今もこんな状態で、自分を常に隠し、自分自身にまで偽って生きなきゃならないの？

こんな事、言っても誰もきっとわかってくれないと思う。だって皆、私たちに対して無関係の様な態度を示すばかりだし、私よりはるかに知識を持った人でさえ、このことにはなるべく触れ様とはしないのだから。

＊ ＊ ＊

年をとるにつれ、私はこれからの事を考えるとか恐くなります。一生このまま、岩本という強制的につけられた名前を、なんの疑いも

なく名乗っていかうとするのか……。日本人が朝鮮人をばかにした様な事を言っても、それに対して何も言い返せない自分になるのでは……って思うと……。

少なくとも、私が岩本美代子として生きていた間じゅう、私には自分が韓国人であるんだという誇りも、自覚さえなかった……。

それどころか、韓国人として生れた事が、“不幸な星の下に生れた哀いそうな自分、逃れられない運命のもとに生まれたあわれな自分”としてしか、自分を見ることが出来ませんでした。

毎晩の様に、私はふとんの中で涙を流して両親や祖父母たちを恨みました。本当に恨みました。

でも、どうして韓国人である両親や自分を恨まなければならないのでしょうか。

恨む理由なんて、ひとつもないのに……。

もし恨む相手があるのなら、それはきっと自分をさらけ出しては、堂々と生きて行けない社会ではないのでしょうか。

＊ ＊ ＊

あまりにも惨めです。なぜ本名を名乗ろうとする事が、珍しくおかしい事と思われなければならないのか？ 本当に私は悲しいです。どうして本名を名乗ろうとすることが、これはどまで私を苦しめ、これからの私の人生を立ちふさぐ物となるかもしれないのか……。

私はまだ韓国語さえ知りません。そして祖国のことについても。だって皆と同じ日本人の中で平等に（私はそうは思っていないが）取り扱われているから。そして、今このまま自分を隠そうとしている二世、三世の人達も、きっとその人の一生を決意する時になって始めて、目に見えない壁（差別）にぶつかり、日本人と全く変わりにく生きていたのに書類の上の真実の自分と出合って、始めてこれに気づいて、泣き、苦しむのです。

＊ ＊ ＊

私は、どうしても岩本としていることが不思議でたまりません。だから、本名を名乗り

ました。皆が当然本名を名乗っている様に。友達に、「なぜ変えちゃうの？変えなくても今までどおりで良いじゃないの？」って言われたけど、限界状況に立たされた私をどうか理解して下さい。そして「許」と皆の口から自然と私の名前が出て、いっしょに朝鮮問題を考えてほしいのです。朝鮮問題は、朝鮮人ばかりが考えても結局どうにもならないのです。これから共に社会に出て生きていく日本人の皆の協力と考えがなければ。

* * *

最後に。

私はまちがっているのでしょうか？
自分の名を堂々と名乗ろうとしたことは？
私は考えます。
「平等」って何かと
「差別」って何だろうと
そして
なぜ私は外国人登録を持っているのに
外国人として生きることを
妨げられ、嫌われるのかって
私は願います
もっと人間らしく生きられることを
皆と同じ状況の中で

●連続セミナー

在日韓国・朝鮮人の 民族教育の歴史と現実

弾圧に抗して

——阪神教育事件を中心に

曹基亨（チョ・ギヒョン）
（朝鮮奨学会関西支部長）

1. 8・15解放当時、在日朝鮮人同胞にとっては、何がまず最初に緊急かつ切実な課題としてとりあげられたかということ、第一に一日でも早く祖国へ帰るという帰国事業です。第二に在同胞の結束つまり組織化、第三にわが在日子弟たちの民族教育の問題です。

当時約240万同胞のそのほとんどが帰国

希望であり、約160万人ほど帰ったが、本国の分断などの事情で帰国者が減少したけれど、もし（これは仮定ですが）朝鮮戦争が起らなかったら、もっと祖国に帰っていただろうと思われます。なお、一日も早くということと小さな漁船まがいの船を仕立てて玄海灘を渡る途中、海に消えていった同胞のことも忘れられないことです。

次に教育の問題ですが、帰国に際して明日にもさし迫った問題として母国語なり、本名をとり戻すことが必要でした。そして、また同時に、在日同胞が結束して自分たちの権利なり生活を守るために何よりも自分たちの組織が必要であった。在日同胞が日帝の残滓を流して民族の誇りをとり戻すために、当時の朝連（在日朝鮮人連盟）が中心になって組織し、民族教育を行いました。敗戦当時の物資欠乏の頃であり、物もなければ金もないし、教師もいないというなかで、「金ある者は金を、力ある者は力を、頭ある者は頭を、！」の

合言葉で、バラック建てではあったが、全国各地に在日同胞の教室——学校ができていったのです。それはなんとしても日帝下で奪われた民族性を回復せねばならぬという情熱によるものであった。

ここで、はっきり言えることは、民族の基本権というものは母国語であり、また自分たちの民族の歴史を知ることなのです。これはすなわち教育なのです。だから民族性の回復は、これまた教育にはじまるといってもよいのです。

2. 日帝の奴隷状態から約3年ほどの間に、民族の尊厳をとり戻し、一人前の人間として立ったのです。また、当時、働くところはないし、ヤミをすればパクられるということで朝連が中心にして対政府へ生活権要求を出していきました。この人間として当然のこと、当り前の要求であったのに、そのとき、日本人には、朝鮮人のこの行動が奇異にみえてきたのです。「今までペコペコしていたのに急にわけのわからぬことば（朝鮮語）で大声でしゃべり、いばりちらす」と、それは、たえていうと、「主人に対する下男のように思っていたのに、急に主人と同じようにふるまう」という意味です。これは、朝鮮人は、日本人よりも程度が低く、胸をはって歩くことのできない人間であるという差別意識を根づよくもっている日本人からみれば、朝鮮人は「急に生意気になった」と映ったのです。

それで日本政府はGHQのマッカーサーにその取締りを依頼したのです。マッカーサーは、なぜ朝鮮人はさわぐのか、それは民族教育をやっているからだと考え、そして民族学校閉鎖令を出すのです。欧米人は、朝鮮民族のことを日本の一部とししか理解していないし、全く無知であった。それは本でも同じでした。それに対して、日本は、世界史的にも例を見ないほど占領政策がうまくいった国です。占領政策に感謝してマッカーサーの銅像を立てようということになっていたのですが、彼が解任されアメリカに帰って「日本人は12才だ」と議会で言ったものだから、あわてて中

止したというエピソードがあるくらいです。だから、日本はうまく占領政策がすすんでいくのに、朝鮮人は「ひつこくさからうマムシのような民族だ」と、つまり、人間として当然の在日同胞の運動そのものが、アメリカの対日占領政策に逆らうものと映ったのです。

3. 1948年4月24日、「阪神教育斗争」とわれわれはよんでおり、現在に至るも民族自主学校では毎年記念行事をやっています。それほど同胞にとっては忘れることのできない重要な事件であったのです。

民族学校閉鎖の一番きつかったのが兵庫県でした。4月24日には何千人にのぼる同胞が県庁をとりまき、閉鎖令を撤回させました。ところが、翌日にはGHQ第8軍司令官アイケルバーカーがヘリコプターで神戸にやってきて直接指揮し、撤回無効を宣し、戒厳令をひき、千数百人もの同胞を一斉検挙しました。大阪では府庁前で集会を開き撤回行動をおこしたのです。当時私も現場に参加していました。解散命令を出し、一斉にピストルを乱射してきました。ついに、金太一という当時16才の少年同胞が銃撃され殺されました。それでも集会を解かずじり続ける。次は放水です。それはひどいものでした。権力によってマッカーサーの占領政策のすべてが善政であったにもかかわらず「阪神教育事件」だけは、唯一の汚点として残されたとも言えるのです。

そこで一斉検挙になるのですが、父兄、先生、教育関係者と朝連組織を根絶するため総検挙をやるわけです。あまりにも逮捕者が多すぎて、どこの刑務所も拘置所も一ぱいに入るところがないのです。それで朝鮮人を追放したその学校の門をおしあけて教室を座敷牢につくりました。つまり、今まで同胞の子供が民族教育を受けていたその教室に放りこむという大暴虐をやったのです。

しかし、それでも毎日毎日入れ代りたちかわり釈放抗議運動が続き、とうとう権力側もまいり、うやむやのうちに民族学校を残すということになり、公立小学校の分校という形

で非公式に朝連の先生も教壇に残ることになったわけです。この斗いは兵庫が最後まで斗いぬいて勝ちとったものであって、在日朝鮮人運動史のなかでの記念碑的な斗いであったのです。

4. あれほどの犠牲を出し斗いながら、兵庫は最後まで斗ったのに、大阪ではいろんな事情があって、余儀なく後退させられました。それは日本の小・中学校に分散入学させられてしまったことです。この分散入学方式は、最初から矛盾をもっていたのです。朝鮮人でありながら日本人教育を受けるという基本的矛盾をです。だから、当初より予想された混乱がおきたのです。戦後まもない頃の日本人教師はそのほとんどが戦前の皇民化教育推進の教師であり、「また戻ってきたのだからおとなしくしろ」式の教育なのです。しかし、一たん民族性回復にめざめた同胞子弟は前のようにはいきません。そこで連日のように「朝鮮人またさわぐ」という新聞記事になるのです。

このことは、今日に至るも潜在的にひきつがれており、同胞からすれば「日本人学校に行かねばしかたがない」と思っているだけで基本的には変わっていないし、日本の学校も大阪校長会の差別発言のように「朝鮮人とりし

まり論」も基本的にひきついでいると思います。

5. 世界中どこに行ってもといてよいくらい海外の日本人居留地には日本人学校をつくり、文部省は教員を派遣しているのに、朝鮮人だけには朝鮮人教育を認めないのです。本来、文部省なり教育委員会が基本的施策として出すべきものであり、朝鮮人民族教育は日本人にはできないが、その民族教育の素地なり、権利として保障して当然のものを、いまだに方針もなければ予算も何もありません。

一日も早く南北統一が実現し、いつでも自由に帰えられることや、日本中至るところに統一的な民族学校が同胞によってつくられ、それを日本政府が保障するというにでもなれば解決すると思いますが、現在あるのは、ただ現場教育労働者の熱意によって少数行なわれているというだけで民族教育の解決には妙薬はない。

このような先生は大阪では、いわゆる「朝キチ」とかけ口されているそうですが、それは何をいわれようと、どろんこであっても方向性ははっきりしているのです。民族的自覚、言葉、歴史をとり戻すことは、必ず将来があるということです。

(兵庫民闘連第2回セミナー'77, 7. 23)

原 稿 募 集

民闘連ニュースの原稿を募集しています。

◎連載論壇

テーマ

日本人：日本人にとっての在日朝鮮人問題

韓国人：在日韓国人の解放に向けて

◎論壇への反論，同調

◎運動体の紹介，宣伝，アピール

◎随筆，評論

◎在日韓国人問題に対する問い合わせ

◎その他

送り先：民族差別と闘う連絡協議会

ニ情報

★行政差別撤廃闘争

〔宇治市〕

2月27日、民団京都府本部及び宇治久世支部は宇治市に対し在日韓国人に対しても児童手当を支給するよう要望書を提出した。

これに対し市は、「国政レベルでの問題解決が先行すべきであり、児童手当は赤字財政の宇治市が独自に捻出できない」と答えた。

〔山口県〕

昨年11月以来、民団山口県本部が県営住宅の入居資格を認めるよう県に要求していたが、2月14日、県側から「県営住宅入居希望者のうちの外国人の取り扱いについて」という正式文書が出された。

これによると「入居を希望する世帯が外国人登録法に基づいて登録をしていれば、日本国民と同様に扱う」となっている。今年12月1日以後に入居募集を行う県営住宅分から適用されるわけで、中国地方では初めてである。

★申京煥氏裁判結審す

4年にわたって争われてきた申京煥氏裁判がさる2月14日の第21回公判をもって結審した。

この日は午前11時から東京地裁民事三部（山下薫裁判長）で行われ、申君側弁護団から最終準備書面が提出された。

また、申君側弁護団が退去強制は不当であることを立証する上で最も有力な証拠のひとつとみていた韓日会談の韓国側議事録を、国側が「不知」としたため、アジア人権センターの有吉克彦氏が証人となって、同議事録の信憑性を訴えるという展開となった。このことは、国側が韓日法的地位協定の人道条項を黙殺しようという意図が明らかになったわけ

で、申君を支援し続けてきた人々たちから恐りを買っている。

尚、今回は判決公判で期日は未定。

★趙賛宅氏裁判

第6回口頭弁論がさる2月14日、大阪地裁民事第7部（荻田健若郎裁判長）で開かれ、趙さんの弁護団から最終準備書面が提出された。

この裁判は、協定永住取得者が1年間の再入国期限内に日本に戻れず、やむなく「不法入国」した者を退去強制するのは不当であるという点と協定永住資格を失効してはならないという点が同時に争われている。

次回口頭弁論（5月16日）を最後に結審する予定。

★朴煥仁氏裁判

家族離散を招く強制送還の停止を求める訴訟が大村収容所の中から東京地裁に起された。

この人は朴煥仁（パク・ホァンイン）さんで、朴さんは福岡県で生まれたが、祖国の解放とともに帰国した。その後不法入国し、特別在留資格を得たあと結婚し二男二女をもうけた。朴さんが強制送還の理由となっているのは、事業に失敗した朴さんがサラ金の返済が出来ず、サラ金業社に脅迫されて犯した火災による保険金詐欺で、一般永住をもたないことから送還の対象となった。

訴状では、朴さんの家族構成などから「人権としての家族」を主張し、赤十字の「離散家族再会決議」（1952年）を例にひいて朴さんの強制送還は取り消されなければならないとしている。

★国民年金受給資格誤認事件

12年もの間、国民年金の掛金をおさめながら、受給資格を取り消された金鉉鈞（キム・ヒョンジョ）さんを支援する人々が結成した「在日韓国・朝鮮人の国民年金を求める会」は、さる2月12日東京・荒川区民会館の小ホールで初の移動例会を持った。荒川区は金さんの地元であるばかりでなく、東京都で一

番同胞の多い地域である。

この日は金さんの夫人である李奉化（イ・ボンファ）さんら50人が集まる中で、有吉克彦代表から「求める会」活動と金鉉鈞事件の経過報告が行われたあと討論が行なわれた。

★サハリン（樺太）抑留韓国人帰還訴訟

第12回口頭弁論がさる1月31日東京地裁民事第三部（山下薫裁判長）で開かれた。

原告側弁護団はこの日、これまで6回にわたって提出した準備書面を総括しながら国籍と復員義務との関係について被告・国側の答弁を求めた。これに対し国側は、法律上樺太在住韓国人に対する復員義務はないという。これまでの答弁を繰り返し、「復員については、当時、連合国の意志でなされたもので、どうこうする権利はなかった」と答弁した。このやりとりをかわきりに双方の意見の応酬が始まり、あくまでも国に法的な復員義務はないとする被告・国側と、法的に徴用しておいて、終戦とともにその法律がなくなったからといって、責任回避するのはおかしいという原告弁護団とのやりとりは平行線をたどった。

結局、原告側が国側に①日本国籍のあるなしにかかわらず復員義務がないのか②サハリン在住の日本人は帰国したがその過程を明確に示せ、という点を書面で提出することを要求し、国側はしぶったが裁判長命令で国側が書面提出することになり、この日の裁判は終わった。

次回は4月13日、同地裁で行なわれる。

★本名呼称裁判

在日韓国・朝鮮人の名前を日本式に呼ぶのは人権侵害であるとして、在日大韓基督教会小倉教会の崔昌華（チョエ・チャンホァ）牧師はNHKを相手どって裁判をおこしているが、去る2月15日、崔牧師と韓日の教会関係者ら7人が東京・渋谷区のNHK本社を訪問し、担当者との話し合いを求めた。

しかし、NHK側は、「すでに裁判が行われており、法廷以外では原告（崔牧師）とは

会えない」と、話し合いを拒否した。

★富山大学に朝鮮語講座開設

国立・富山大学（林勝次学長）は、今年10月から同大学人文学部語学文学科に「朝鮮語・朝鮮文学コース」の講座を開設することになった。

同コースの担当講師としては、梶井渉東京都立大学講師と藤本幸夫大阪大学助手が内定している。

これまで日本の国立大学で韓国語コースを設けていたのは、大阪外国語大学と東京外国語大学の二校だけだった。

★在日韓国YMCAが起工式

3・1独立運動の先駆けとなった在日韓国YMCA（東京都千代田区猿樂町2-5-5）が新会館を建てることになり、2・8宣言59周年にあたる去る2月8日、起工式を行った。

新会館は地下2階、地上8階になる予定で、プール、教育・文化センター、各種集会場、ホテル、等の施設が入ることになっている。同YMCAでは、これを契機に在日同胞問題をアジア的な視野からとらえていく考えで、アジアとの交流を深めていきたいとしている。新会館の名称は「在日韓国YMCAアジア青少年センター」。

【資 料】

外国人登録法ならびに出入国管理令等の改正に関する要望書

去る2月6日、民団大阪府本部と15の関係諸団体は日本政府に対し、現行の外国人登録法、出入国管理令によって在日韓国人が受けている非人道的な待遇を9項目（後に2項目追加され9項目になった）にわたってあげ、同法及び同法令の改正とその運用の改善を求める要望書を提出した。

民団では、現在、組織をあげて全国的な行政差別撤廃闘争を行っているが、日本政府に対し、在日韓国人を支配・管理する根幹となっている外国人登録法、出入国管理令の改正を求めるという動きは今回が初めてである。

この要望書は、必ずしもこれまでの民団の行政闘争に向けられてきた、在日韓国人の主体性の問題の欠除、ビジョンの不明確さ、という批判に答えうるものを持っていない。しかし、日本官憲への外国人登録証の提示義務、外国人登録証切替えの際の指紋押なつ、再入国許可制度に対する問題提起等は、在日韓国人が月常的に体験していることをとりあげたという点で、相当影響力を持つものとみられる。

民団が日本政府に要望書を提出したことの意義、その主張の妥当性と問題性等を、各地で民族運動に関っている人達、民族的主体性確立のための運動を担っている人達、あらゆる民族差別を許さないとする運動を担っている人達、並びに読者の皆さんに判断していただくため、ここにその全文を紹介する。

（編集部）

要望書

私たちが在日韓国人65万人は出入国および在留面において出入国管理令、外国人登録法等による規制を受けていますが、今日その規制の実態をみると、その運用に甚だしく妥当性を欠くものが少なくなく、さらに規政そのものの中にも今日の諸情勢に適合しないものが少なくありません。

とりわけ、協定永住権者については、いわゆる法的地位協定の第5条によって、出入国

および居住を含むすべての事項に関し、その協定に定める以外はすべての外国人と同様に法令の適用を受けることが確認されていますが、協定成立に至った歴史的、社会的事情に加え、その後における諸情勢の大きな変化を考えると、協定永住権者の現行の諸権利はまったく不十分なものとなり、これでは安定した生活を営む権利をうたった基本精神と大きくかけ離れたものになったといわざるをえません。

私たちが在日韓国人は日本社会に定着し、日本社会の構成員として永続した生活を営んでおり、とくに二世、三世の在日韓国人が大半を占める今日、その傾向はいよいよ顕著なものとなっております。

それにもかかわらず、嚴重な出入国、在留上の規制は、このような傾向に逆行するばかりでなく、私たちが在日韓国人の歴史的、社会的な特殊事情を無視するものであり、もはや不合理、不適切な規制は改廃されるべき時期に来ているものといわざるをえません。

そこで、在日韓国人の權益擁護と民生安定を目的とする本団が上記の諸点に関する団員の意向を次のとおり集約し、ここに外国人登録法並びに出入国管理令等の改正に関する要望書を提出する次第であります。

記

(1)外国人登録証明書の常時携帯、提示義務の免除のための改正

たとえば、交通取り締り警官から運転免許の提示とあわせて、外国人登録証明書の提示が求められることがごく普通であります。

運転免許証には写真が貼付されているから運転免許証所持者の同一性の判断には運転免許証の提示だけで十分のはずであります。

また生野区の街頭で不確かな日本語で大声を出していたというだけで外国人登録証明書の提示を求められた者もあり、提示に関してにがにがしい思いをした人の例は枚挙にいとまがありません。

このような外国人登録証明書の提示は法の乱用というほかに、また人権上由々しい問

題でありますので、常時携帯義務とその提示を免除されるよう改正すべきであります。

(2)指紋押捺（おうなつ）の廃止または軽減のための改正

外国人登録法施行以来指紋押捺義務に関する規定の施行が順延されたり押捺義務の軽減化が図られていましたが、そのことは指紋押捺が外国人登録法施行の当初からもっとも深刻な問題点を含んだところであったことを物語るものであります。市町村における今後の外国人登録証明書、指紋原紙、登録原票への指紋押捺を外国人登録証明書の切替（確認）申請の度ごとに求める現行制度は改正されるべきであります。

指紋は終生不変、万人不同のものでありますから、このような改正は技術的工夫によって十分可能なはずであります。

せめて成人になったところに指紋原紙、登録原票に押捺した指紋を永久に保存すれば切替（確認）申請等の度ごとに原紙等に押捺を求めることは、不要であると思います。

さらに、外国人登録証明書への指紋押捺を省略する方向での検討が望まれます。

たとえば、とくに人の出入りの多い市・区町・村の窓口で指紋をとられる状態は当人にとってまことに屈辱的であります。

そもそも従来から現行の指紋採取が本質的に人権侵害行為であるとの認識のもとに運用されてきたか甚だ疑問であります。刑事法の分野では、指紋採取が人権侵害行為として令状主義との関連で論議されるのに、ことが外国人「管理」のための指紋採取となるとかかる配慮が欠けがちであるのは遺憾であります。

(3)外国人登録証明書の切替（確認）申請制度の改正

現行の三年間毎の切替（確認）申請制度はその期限を終身有効、または長期化の方向で改正が検討されるべきであります。それはまた、指紋押捺の廃止ないし軽減化にも役立つものであります。

協定永住権者及び永住者は、切替（確認

）申請期限なしの終身有効な外国人登録特別証明書（仮称）を交付すべきであります。ちなみに米国の切替（確認）申請期限は十年以上であるといわれています。

さらに外国人登録証明書の切替（確認）申請期限は、これを忘れないように、たとえば出生日を基準にして一世帯単位で申請できる方向で改正されるべきであります。

また切替（確認）申請の場合は事前案内（ハガキ等）を徹底し、身体の不自由な人等には代理申請（民間関係者も含む）を認め、たとえ期限内に確認申請できなかった者でも、相当な理由がある場合には、人道的処置を講ずるべきだと思います。

さらに、新規または切替（確認）申請後、紛失による再交付および引替交付の場合等もその残余期限しか有効でなく、再び切替（確認）申請のための手続きをとらなければなりません。再交付または引替交付によって新しい外国人登録証明書を交付された場合は新規または切替（確認）申請の場合と同じ期限に改正すべきであります。

(4)外国人登録事項の簡素化のための改正

現行の外国人登録（証明書記載）事項は20項目の多数に及んでおり、これらの中には必ずしも必要不可欠の事項でないものもあります。

ところで在日韓国人は就職差別により一般に安定した就職先を持たず、そのため職場を変更することが多い実情にあり、「職業」「勤務所又は事務所の名称及び所在地」についての登録事項は頻繁に変更申請をしなければならないことになります。しかも、14日以内にこれをすべきものと規定されているため仕事を休んで申請手続きをしなければならず多大の負担になっています。

「旅券番号」「発行年月日」等とともに登録事項から排除されるべきであります。

特に外国人登録法の精神は、住民基本台帳と同じでありますから、その記載事項を住民基本台帳なみに簡素化すべく改正すべきであります。

(5)外国人登録法の刑罰規定の廃止のための改正

外国人登録法には罰則条項が多くあり、しかもその罰則が厳しいことは早くから指摘されて来たところであります。

たとえば外国人登録証を携帯していなかったということで刑罰を受け、外国人登録証明書の切り替え（確認）申請の期限を忘れたということで刑罰を課せられるなどは多くの者が経験するところであります。

私たちが在日韓国人の日常生活は外国人登録法と密接不可分の関係におかれているゆえに、日常生活の全般にわたり刑罰の脅威にさらされているといっても過言ではありません。

このようにいたずらに多数の「前科者」をつくらしている現状はかえってその罰則規定が私たちの生活から遊離していることを示すものであります。

日本人が住民基本台帳法や戸籍法の届け出義務に違反したとしても何ら刑罰を受けることのないことと比較し、私たちが在日韓国人に対する法の態度は、私たちの基本的人権を無視するものと考えざるをえません。

ここにおいて私たちが在日韓国人に対する外国人登録法の刑罰規定を廃止し、住民基本台帳と同等の罰則規定（秩序罰＝過料＝）に改正されてしかるべきと考えます。

(6)再入国許可制度の改正

現行の再入国許可制限は最大限1年と規定されていますが、短かきに失します。現行の再入国制度の廃止もしくは再入国許可期限を長期化すべきであります。

現行では長期海外（本国含む）滞在者は1年ごとに日本に帰ることを余儀なくされ、そのための費用および時間の浪費を強いられることとなります。

例えば期限間際に発病した病人を日本から担架をもって連れに行かねばならない等の硬直過ぎた法運用は改正すべきであります。

尚、出国地の日本の在外館で再入国規限の延長を認める途を開くべきであります。

また、再入国許可を受けて出国するときに港あるいは空港で外国人登録証明書を入国審

査官に提出した後、極めて短期間の海外旅行から帰ったときなどは外国人登録証明書が当該市町村にまだ届いていないために返還を受けられず、むだ足となることが頻繁にあり、また14日以内に外国人登録証明書の受理が出来なかったために処罰を受ける者の数が多数にのぼっており、したがって、このような制度は速かに廃止されるべきであります。

(7)家族招請入国許可緩和のための改正

協定永住権者及び永住者がその配偶者、またはその直系親族を同居及び観光目的にて招請する場合、特に観光目的での滞在期間が特別なことにより60日を経過する場合は、外国人登録証明書を交付するようになっていますが、これを少なくとも120日以上に改正すべきであります。

(8)退去強制の廃止のための改正

協定永住権及び永住者の退去強制処分はあってはならないし、廃止されてしかるべきものと考えます。

在日韓国人はその特殊な背景から見て居住の条件が永住となったもので、厳密に言うなら日本国義務として、また、在日韓国人の権利として永住しているものであります。

また、刑事処罰はあくまでも刑事処罰に留まるべきであり、それに付加して協定永住権及び永住者についての（刑事処罰事由による）退去強制は厳に否定されるべきであります。

元来、永住権取得者については本人の意志に反する退去強制はありえないはずであり、現行のあり方は永住権ではなくて、単に条件付の居住権にすぎないという批判をまぬがれないものと考えます。

(9)潜在居住者の処遇についての要望

現在、長期にわたる潜在居住者の数は多数にのぼるといわれています。

その潜在居住者の中には戦後の混乱の際に離散した親族を頼って入国した者など、人道的に対処されてしかるべき者も少なくなく、しかも長期間日本に滞在して日本社会に生活

の基盤をもっています。

このような人々が人権を保障された生活を送れるよう是非とも人道的立場から在留について特別に御配慮いただきたく希望する次第であります。以上

ミニ文献案内 (1)

いわゆる「坂中論文」において、坂中法務事務官は、在日朝鮮人の現実と動態についての氏の「現在における準日本人、将来における朝鮮系日本人（国民）」論を展開するにあたり、我が同胞雑誌からの豊富な引用を駆使して、私たちの目を見張らせた。「병 주고 약 준다. (病を与えて薬を施す)」という坂中氏の論議の内容はさておいて、相手方の発言のなかから都合のよいところだけを切り取って、自己の主張の論拠を見せ掛けだけでも補強・拡大するという氏の手法は、私たちも大いに見習わねばなるまい。そこで、そのための材料を提供することも目的の一つとして、今号から官庁雑誌掲載記事のなかから、朝鮮および在日朝鮮人問題に関するものをピックアップし、各雑誌毎のリストを作成して、読者の皆さんの参考に応じたい。

『レファレンス』

国立国会図書館調査立法考査局発行

雑誌「レファレンス」（月刊）は、国会審議の参考資料として印刷配布されているもので、一般公刊向けではないが、図書館や政府刊行物サービスセンターなどで容易にみることができ。

第1号（昭和26年5月）～第323号
（昭和52年12月）

記載例：

号数（発行年月）記載ページ

題名：執筆者名

3（1951・6）40-63

対日講和条約草案に関する米ソ間の往復
文書＜資料＞

4（1951・8）81-82

対日講和条約草案にかんする米政府の第
2次対ソ連覚書＜資料＞

6（1951・9）7-10

国家領域の譲渡と住民の国籍：池田文雄
7，8（1951・10）1-58. 1-26

平和条約の解説

33（1953・11）1-30

李承晩ラインと朝鮮防衛水域：杉山茂雄

36（1954・2）95-98

韓国における労働関係立法：鈴木富夫（訳）

62（1956・3）104-127

日本における朝鮮人学校：藤尾正人

110（1960・3）99

大邱京城学生デモ事件：藤尾正人

111（1960・4）114

韓国の税制改革案に教育界が猛反対：藤
尾正人

120（1961・1）89-103

在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題：関野昭一

125（1961・6）153-155

韓国の国民生活：藤尾正人

126（1961・7）112

西ドイツにおける外国人労働者保護の一
面：飯倉一郎

146（1963・3）148-158

日韓貿易と対韓国オープン勘定債権の処
理問題：藤井正夫

147（1963・4）122-126

韓国経済に関する若干の調査：中村敬之，
天谷章吾

153（1963・10）28-43

「朝鮮人」の法的範囲：関野昭一

177（1965・10）34-56

韓国の教育の現状：藤尾正人

180（1966・1）103-105

不平等な韓国の軍人と公務員のベース・
アップ：藤尾正人

182（1966・3）120-126

永住を目的としない二国間の労働者移動
について——その目的・制度・現状——

- ：木村周，小島弘信，岩田啓
- 187（1966・8）127-132
韓国の民主社会党事件：藤尾正人
- 189（1966・10）83-106
在日朝鮮人学校をめぐる諸問題：藤尾正人
- 209（1968・6）132-133
西ドイツの外国人学校に関する法制：児玉嘉之
- 223（1969・8）55-84
イギリスの1953年外国人令：石塚寿夫
- 229, 230（1970・2, 3）3-38, 24-38
英法における外国人及び国籍（上）（下）：石塚寿夫
- 243（1971・4）93-104
韓国の青少年非行：伊東進
- 251（1971・12）5-24
中国問題の法的検討とその限界：大郷正夫
- 260（1972・9）112-116
西ドイツの外国人労働者：檜崎浩子
- 261, 263（1972・10, 12）4-27, 96-120
南北朝鮮統一をめぐる国際法問題（上）（下）：大郷正夫
- 275（1973・12）76-77
韓国の遅進児中学進学抑制方案について：伊東進
- 295（1975・8）5-24
韓国の初等教員過剰問題：藤尾正人
- 306（1976・7）115-116
韓国小学生が知らずに使う日本語：藤尾正人

民闘連ニュース定期購読のお願い

民闘連ニュースは、各地の民族差別と闘う運動を紹介していく中で、具体的に運動体間の連絡を保障していくとともに、教育問題・就業差別・行政差別・入管問題等に関する資料と情報を読者の皆様に提供すべく発行してまいりました。今号をもって第28号となりますがこの間、民族差別によってどう人間が歪められているか、何故民族差別と闘わねばならないのかという関心を深め、民闘連運動の発展に寄与したと自負するとともに、今後とも差別体制を告発し、かつ撤廃させていくものでありたいと思っています。

しかじ、民闘連ニュースは、事務局の判断で、すでに民族差別問題に強い関心を持つグループ、個人、あるいは、民族差別問題 取り組んでおられる多くの方々に郵送を続けてきましたが、諸物価の上昇、郵送料の値上げ、購読料の未回 等の諸条件が重なり、今日重大な財政的危機を抱えこむようになりました。

どうかこうした事情を御理解の上、誌代の払い込み、定期購読の申し込みに積極的な御協力を御願います。

申し込み、振り込み先

〒160 東京都新宿区西早稲田2-3-18-52

民族差別と闘う連絡協議会

郵便振替番号 東京5-30268

在日韓国人に関する資料(6)

〔表1〕 日本の公・私立学校に在籍する韓国・朝鮮人の児童・生徒・学生数の推移

	小学校	中学校	高等学校	高専	短期大学	大学	大学院	その他	合計
1951	70,273	15,409	2,842						88,524
52	81,311	21,358			83	2,287			105,039
53					121	2,225			2,346
54					141	2,242			2,383
56	89,897	35,077	6,767			2,216		144	134,101
57	91,529	35,355	7,007						133,891
61	71,444	35,485	8,804		180	2,468	217	172	118,770
64					366	3,163	333		3,862
66	52,799	28,731	14,588	80	348	3,585	336	217	100,684
67	50,815	26,894	15,888		356	3,604	992		98,549
68	50,836	26,907	15,898	45	356	3,604	374		98,020
70	50,151	26,516	15,893			4,198			96,758
71	48,222	23,479	18,140	115	629	4,536	852	244	96,217
72	48,328	22,584	18,311					260	89,483
73	50,297	26,516	15,893	45	356	3,797			96,904
74	49,258	22,969	19,007	145	992	5,572	542	256	98,750
75	50,237	23,705	17,413					229	91,584

(注) その他：盲学校、聾学校、養護学校

〔表 2〕 解放前の在日韓国・朝鮮人の児童，生徒，学生数の推移

	小 学 校	中 学 校	高等・専門学校	大 学	合 計
1 9 1 2					535
1 8					769
2 2					3, 222
2 6					3, 945
2 9		2, 122	1, 084	1, 227	4, 433
3 0					3, 793
3 1	7, 380				7, 380
3 2	11, 328				11, 328
3 3		3, 230	571	1, 568	5, 369
3 6	55, 002				61, 398
3 8		7, 725	2, 183	2, 448	12, 356
4 0	129, 513				129, 513
4 2		22, 044	4, 595	2, 788	29, 427
4 4	201, 190				201, 190

〔表 3-1〕 民族学校に在籍する韓国・朝鮮人の児童，生徒，学生数の推移

		1 9 4 6	1 9 4 8	1 9 5 2	1 9 5 4	1 9 5 6	1 9 5 7
小 学 校	南		6, 297				
	北		56, 210				8, 576
	小計	42, 182	62, 507	14, 204	17, 229	8, 534	
中 学 校	南		242				
	北		2, 330				3, 419
	小計	1, 180	2, 572	2, 903	4, 159	3, 718	
高 校	南						
	北						2 320
	小計			571	1, 015	1, 911	
大 学	北					96	106
合 計		43, 362	65, 079	17, 678	22, 403	24, 614	14, 421
日 本 学 校 在 籍 数				105, 039		134, 101	133, 891

〔表 3 - 2 〕

		1 9 5 8	1 9 6 6	1 9 6 7	1 9 6 8	1 9 7 0	1 9 7 2
小 学 校	南	494		637	605	710	621
	北		15, 841	15, 448	15, 841	18, 513	11, 366
	小計			16, 085	16, 446	19, 223	11, 987
中 学 校	南	523		708	696	620	506
	北		10, 050	9, 906	10, 050	10, 644	13, 223
	小計			10, 614	10, 746	11, 264	13, 729
高 校	南	773		1, 019	1, 016	866	835
	北		7, 564	7, 608	7, 564	5, 572	10, 170
	小計			8, 627	8, 580	6, 438	11, 005
大 学	北		933	964	933	960	950
合 計		1, 780	34, 288	36, 290	36, 705	37, 885	37, 671
日 本 学 校 在 籍 数			100, 684	98, 549	98, 020	96, 758	89, 483

数字出典

〔表 1 〕

1 9 5 1 年 文部省調査局統計課指定統計第
1 3 号「学校基本調査報告書」（在日朝
鮮人処遇の推移と現状）

1 9 5 2 年 文部省初等中等教育局地方課
（在日朝鮮人処遇の推移と現状）

1 9 5 3 年 文部省調査局国際文化課（在日
朝鮮人処遇の推移と現状）

1 9 5 4 年 同上

1 9 5 6 年 文部省（在日同胞の動き）と文
部省年報（朝鮮人学校）より合成

1 9 5 7 年 文部省統計（在日韓国人 6 0 万）

1 9 6 1 年 文部省年報（朝鮮人学校）

1 9 6 4 年 文部省「学校基本調査報告書」
（在日韓国人）

1 9 6 6 年 文部省年報（朝鮮人学校）

1 9 6 7 年 文部省（朝鮮人学校）

1 9 6 8 年 駐日韓国大使館奨学官室 1 9 6
8 年度「僑胞教育概要」

1 9 7 0 年 むくげ通信 3 8 号

1 9 7 1 年 文部省年報（朝鮮人学校）

1 9 7 2 年 文部省年報

1 9 7 3 年 駐日韓国大使館奨学官室資料

1 9 7 4 年 文部省学校基本調査報告（文部
統計要覧昭和 5 0 年版）

1 9 7 5 年 文部省「学校基本調査報告書（
初等中等教育）」昭和 5 0 年版

（注）1 9 7 4 年の小・中・高、その他は全外国人
数、高専以上の数字は国籍別によるもの
1 9 7 5 年の数字は全外国人数である。

7 4 年以前の数字はすべて国籍別になっ
ていたが何故か以後は小中高その他は全外
国人数しか発表されていない。

※在日朝鮮人処遇の推移と現状 法務研究
報告書第 4 3 集 - 3 号 1 9 5 5 年
（湖北社 1 9 7 5 年版）

※在日同胞の動き 法務研究報告書第 4 6
集第 3 号の「在日朝鮮人運動の概況」の
復刻版，1 9 5 7 年公安調査庁

※朝鮮人学校 - 来栖良夫著 太平出版

※在日韓国人 6 0 万 李 煥著 洋々社
1 9 7 1 年

※在日韓国人 金相賢著 語文閣（韓国語）

1969年

〔表2〕

- 1912年～1926年及び1930年
朝鮮教育会奨学部「在内地朝鮮学生調」
による。この数には大学、高等学校、専
門学校、中等学校までのものである。
(在日同胞の道き)
- 1929年 内務省警保局、小学校はふくま
れていない。(在日同胞の動き)
- 1933年、1938年、1942年
同上
- 1931年、1932年、1940年、19
44年
内務省警保局調査。就学児童とあるため
小学生のみの数であると思われる。(在
日朝鮮人処遇の推移と現状)
- 1936年
内務省警保局調査の就学児童数と、朝鮮
教育会奨学部調査の数(中等、高等、専
門、大学の合計数)6397名を合算し
た合計である。

〔表3-1〕〔表3-2〕

- 1946年 在日朝鮮人学校PTA全国連合
会機関紙「民族教育」(1954年1月2
5日号)(朝鮮人学校)

1948年 民団中総調査(在日韓国人の歴
史と現実)

- 1952年 在日朝鮮人学校PTA全国連合
会「教育の自由を守るために」(在日朝
鮮人処遇の推移と現状)(注)公立、公
立分校の児童生徒数を含んでいる。
- 1954年 在日朝鮮人学校PTA全国連合
会「民族教育」第4号(1954年1月
25日)(在日朝鮮人処遇の推移と現状)
- 1956年 公立学校、民族学級の児童生徒
数(10355人)が合計に含まれてい
る。(在日同胞の動き)
- 1957年 在日朝鮮人教育会「第4回定期
大会報告書」(在日韓国人60万)
- 1958年 民団中総調査(同上)
- 1966年 (朝鮮人学校)
- 1967年 総連教育部調査(朝鮮人学校)
と駐日韓国大使館1969年度「僑胞教
育概要」(在日韓国人60万)とから合
成。なお中立系の白頭学院の児童生徒数
は民団系のなかにふくまれている。
- 1968年 駐日韓国大使館奨学館室196
8年度「僑胞教育概要」(在日韓国人)
- 1970年 むくげ通信38号(1976年
9月26日)より引用。中立案の児童生
徒数は南に入れて算出した。
- 1972年 駐日韓国大使館奨学館室資料

編 集 後 記

□今号では、東京の高校教師の集まりである「在日朝鮮人生徒の教育を考える会」の活動の中から、都教委との交渉経過を掲載しました。「考える会」のとりくみの中心は、言うまでもなく日々の学校現場での日本人生徒、在日韓国・朝鮮人生徒との関わりにあるわけですが、そのへんのところは今号では充分伝えることができませんでした。また号をあらためて、「考える会」の教師たちが高校教育の中でどう生徒にきりこんでいるのかという点に焦点をあてて紹介したいと思います。

□公教育における日本人教師の民族差別とのとりくみは、これまではどちらかといえば関西の運動が先行していたわけですが、東京においても「考える会」を中心とする運動が内実を深めつつ拡大していることは、東京が大阪につぐ在日韓国・朝鮮人多住地域であるだけに喜ばしいことであると思います。

□先日、知人から同胞青年の就職について相談を受けました。在日韓国・朝鮮人が就職できる仕事とできない仕事をよりわけながら、今さらのように在日韓国・朝鮮人の進路がせばめられている事実にあづかされるばかりでした。

資 料 案 内

(R A I K 取 り 扱 い)

☆ R A I K 発 行 資 料

- ・就職差別問題資料——糾弾!!労働省・労務行政研究所 No. 7 200円
- ・㊤資料集「外国人子弟教育についての諸問題」 300円
- ・民闘連ニュース 1号～28号(民闘連刊) 各150円
- ・第三回民闘連全国交流集会資料集(民闘連刊) 1,000円

☆ 日 立 闘 争 関 係 資 料

- ・在日朝鮮人に対する同化教育についての考察 —解放後における大阪を中心に—
朴君を用む会刊(資料集No.2) 300円
- ・証言集1 佐藤勝巳 " (" No.3) 200円
- ・証言集3 梶村秀樹 " (" No.4) 150円
- ・証言集4 李 殷 直 " (" No.5) 150円
- ・朴鐘碩・就職差別裁判三年間の地平 " 400円
- ・日立就職差別裁判・判決全文 " 100円

☆ 各 運 動 体 そ の 他 発 行 資 料

- ・「マイノリティー問題と宣教戦略」会議報告 在日大韓基督教会総会刊 100円
- ・在日韓国人の法的地位の現実と展望 在日大韓基督教会総会刊 00円
- ・고개(コゲ)第4集 在日大韓基督教婦人会全国連合会刊 500円
- ・燈台 第30・32・33号 在日大韓基督教会青年会全国協議会刊 各500円
- ・地域運動の手引き " " 500円
- ・노래집(韓国歌集・全74曲楽譜付) " " 500円
- ・在日韓国人朝鮮人を理解するために 日本キリスト教団日韓連帯特別委員会 200円
- ・日韓教会の協力を考える——その歴史と課題 在日大韓基督教会総会刊 300円
- ・アジアの人権 3号 400円
- ・" 5号 500円
- ・ヒロシマを持って帰りたい 韓国の原爆被害者を救援する市民の会刊 300円
- ・在外、外国人被爆者について —在韓国、被爆者の場合— 200円
- ・申京煥君の強制送還を許すな! No.2 申君を支える会刊 200円
- ・自分の意志で堂々と帰りたい 資料集No.3 " 150円
- ・申京煥君裁判資料 " 400円
- ・申京煥君を支える会全国ニュース " 各100円
- ・申京煥裁判 証言集・第1集 " 600円
- ・" " 第2集 " 400円
- ・" " 第3集 " 200円
- ・在日朝鮮人問題連続講座・講演録 " 300円
- ・申京煥退去強制事件 鑑定書(高野雄一) " 200円
- ・むくげ通信合本 1976年版 No.34～No.39 むくげの会刊 600円
- ・" 1977年版 No.40～No.45 " 600円
- ・強制送還阻止! —韓さん一家支援のために— 韓さん一家を守る会刊 300円

・入管と縁を切りたい	№ 1 ～ 2	金鐘申さんの裁判をすすめる会刊	各 300 円
・現代版創氏改名を許すな!			500 円
・政治亡命訴訟 - 尹秀吉氏の訴え -	尹秀吉氏の政治亡命を実現する会刊		1,000 円
・きつつきの群れ - 京都韓国学園建設問題に関する資料集 -			
	京都在日外国人の民族教育を守る会刊		500 円
・京都韓国学園建設促進! 7・20集会報告	京都韓国学園建設促進連絡会議刊		300 円
・京都韓国学園問題	京都韓国学園建設促進青年協議会刊		200 円
・金敬得問題資料 司法修習生=弁護士と国籍			2,500 円
・川崎における地域運動 - 民族運動としての地域活動をめざして -	№ 1		
	川崎・在日同胞の人権を守る会刊		300 円
・行政差別撤廃運動 - 尼崎市闘争記録集 -	民族差別と闘う兵庫連絡協議会刊		300 円
・在日朝鮮人就職謹別 - 電電公社受験拒否撤回闘争	市立西宮西高校分会編		800 円
・釜ヶ崎 1976 冬	協友会・地域研・KUIM 刊		300 円
・韓国留学生運動史 - 早稲田大学우리同窓会七〇年史 -			2,500 円
・在日朝鮮人史研究 創刊号	在日朝鮮人運動史研究会刊		1,000 円
・今後の出入国管理行政のあり方について	坂中英徳著		1,000 円
・在日朝鮮人処遇の推移と現状	湖北社刊		2,200 円
・朝鮮解放運動史 (1919 年～1953 年)	〃		2,600 円
・朝鮮における日本人の活動に関する調査			2,200 円
・日本人教師に問われているもの	在日朝鮮人生徒の教育を考える会刊		400 円
・在日日本人と在日朝鮮人	東京大学法学部・大沼ゼミナール (1976)		750 円
・定住外国人と国公立大学	在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会編		500 円
・「なにが問題なのか」 差別白書第一集	民団中央本部・民生局		300 円
・「権益運動のすすめ」 差別白書第二集	〃 〃		500 円
・行政差別撤廃運動 講演資料集	〃 〃		500 円
☆日本の学校に在籍する朝鮮人児童生徒の教育を考える会 発行資料			
・우리말을返せ! の要求に応じて			400 円
・なぜこんなにたくさんの朝鮮人が日本に住んでいるのだろうか	資料集 № 3		300 円
・なぜ「本名を呼び、名をの」とりくみをやらなければならないか	〃 № 5		300 円
・今日の朝鮮民族差別 - 深江小学校吉田校長の差別思想を斬る -	〃 № 6		300 円
☆大阪市外国人教育研究協議会 編集・発行資料			
・사람 (サラム) 民話編 1			150 円
・ 〃 〃 2			200 円
・明日の希望をみざして = 本名を名のことからの出発 =			100 円
・大阪を中心とする古代・中世の史跡をさぐる			300 円

民闘連ニュース 昭和53年2月15日発行（毎月1回15日発行）
第三種郵便物認可

発行日 1978年2月15日

No.28号

頒価 150 円

発行人 李 仁 夏

在日大韓基督教会・在日韓国人問題研究所(RAIK)内

民族差別と闘う連絡協議会

〒160 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-52

TEL 03-203-7575

民闘連 郵便振替番号 東京 4-30267 PAIK 郵便振替番号 東京 5-30268
